

2018年10月19日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2018.9

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

- 9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9月は、バーゼル銀行監督委員会が会合を開催したこと（19日～20日）、金融庁が「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」を公表したこと（26日）、金融庁が「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」を公表したこと（26日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○9月の法律・制度レポート一覧	2
○9月の法律・制度に関する主な出来事	2
○10月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
FPを対象とした税制改正に関する意識調査 結果概要	6
○レポート要約集	12
○9月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○9月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇9月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
13日	法律・制度 Monthly Review 2018.8 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	12
21日	IFRSにおける「のれん」の会計処理の検討 ～のれんの償却の再導入が検討予定～	金本 悠希	企業会計	3
25日	FPを対象とした 税制改正に関する意識調査 結果概要 ～金融所得税率引上げなどに対する意識を ヒアリング～	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	10
26日	金融庁、NISA 恒久化・相続税評価を継続要望 ～今回は、つみたてNISA1年延長 ・相続財産譲渡時課税の見直しも要望～	是枝 俊悟	税制	9
28日	EUのデジタル課税案と日本企業への影響 ～理事会指令案の要点解説と今後の展望～	柿沼英理子 金本 悠希	税制	12

◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
4日	<p>◇中小企業庁、生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業に対して固定資産税ゼロの措置を講じた自治体を公表。1,545（福島復興再生特別措置法による減免を含む）の自治体が、条例制定等により固定資産税ゼロの措置を講じた（8月末時点）。</p> <p>◇金融庁、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストを更新。合計233社が受入れ表明（8月31日時点）。</p> <p>◇米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC）、ボルカー・ルール（緩和）案のコメント期限を10月17日まで延長。</p>
7日	◇財務省、平成31年度一般会計概算要求・要望額を公表。
11日	<p>◇総務省、「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果」を公表。返礼割合3割超の団体は246団体（全体の14%）。</p> <p>◇日本銀行、「アルゴリズム・AIの利用を巡る法律問題研究会」報告書を公表。金融商品取引法上の規制対象となる主体、損失分担の判断、アルゴリズム・AIを利用した自動取引における不公正取引規制の適用について検討。</p>
12日	◇金融庁、「仮想通貨交換業等に関する研究会」（第5回）を開催。自主規制規則などの準備状況等について議論。
14日	<p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」、改正実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」を公表。2019年4月1日以後開始事業年度の期首から適用（早期適用可）。</p> <p>◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）の次期議長に米国の公開会社会計監視委員会（PCAOB）のChief Auditorを務めたMartin Baumann氏が指名される（任期は2019年1月から）。</p>
18日	◇日本経済団体連合会、「平成31年度税制改正に関する提言」を公表。

18日	◇日本公認会計士協会（JICPA）、IT委員会研究資料第10号「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに関するTrustサービス規準」を公表。
19日	◇日本証券業協会（JSDA）、投資信託協会、全国証券取引所協議会、「平成31年度税制改正に関する要望」を公表。NISA制度の恒久化、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ、上場株式等の相続税評価等の見直しなどを要望。 ◇日本商工会議所、「平成31年度税制改正に関する意見」を公表。 ◇JICPA、租税調査会研究報告第33号「取引相場のない株式の評価の実務上の論点整理」を公表。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、最終報告書「株式による資金調達過程における利益相反とコンダクトリスク」を公表。 ◇IOSCO、最終報告書「リテール投資家向けOTCレバレッジ商品に係る報告書」を公表。 ◇JSDA、「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査結果」を公表。全証券会社の一般NISA口座数は670万口座、つみたてNISA口座数は37万口座（6月末時点）。 ◇バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、19日から20日にかけて会合を開催。グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の2018年リストに合意したほか、レバレッジ比率規制、マーケットリスクの枠組み、合意済みのバーゼル規制の実施等について議論。
20日	◇中小企業庁、「認定経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】」を改訂。 ◇BCBS、「settled-to-marketデリバティブ取引の流動性規制上の取扱いに係るよくある質問（FAQ）」を公表。
21日	◇金融庁金融審議会、「市場ワーキング・グループ」（第13回）を開催。顧客に向けたアンケートを行う方針、投資信託共通KPI、IFAのあり方等について議論。 ◇JICPA、「非営利法人委員会報告第34号『公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例』の改正について」（公開草案）を公表（10月21日まで意見募集）。
25日	◇金融庁金融審議会、「金融制度スタディ・グループ」（平成30事務年度第1回）を開催。情報銀行等について議論。 ◇産業競争力強化法等の一部改正法が一部施行。技術情報漏えい防止措置を認証する制度等が施行。
26日	◇金融庁、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」を公表。 ◇金融庁、「監査報告書の透明化」に向けて「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表（10月25日まで意見募集）。 ◇金融庁、「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」を公表。1,426の金融事業者が「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択、347の金融事業者が「自主的なKPI」を設定（6月末時点）。 ◇「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS防止措置実施条約）の受諾書を経済協力開発機構（OECD）に寄託（2019年1月1日にわが国にて効力発生予定）。 ◇金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、初の現状報告書を公表。
27日	◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正案を公表（10月26日まで意見募集）。国際財務報告基準（IFRS）の「財務報告に関する概念フレームワーク」等を指定国際会計基準に。 ◇財務省、平成31年度関税改正要望事項を掲載。 ◇SECが、自社の株式の非公開化を検討中とSNSで発言した米シリコンバレー企業のCEOを提訴（29日に和解）。
28日	◇日本商工会議所、「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査 調査結果」を公表。6割以上の事業者が消費税引き上げ後の価格転嫁ができる見込み。

28 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇経済産業省、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」を改訂。 ◇厚生労働省、iDeGo の加入者数が 8 月末時点で 100 万人を突破したことを公表。
------	---

◇10 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018 年 (H30)	10 月 1 日	◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISA の初年度（2014 年分）投資枠について、5 年間の非課税保有期間が満了。 ◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。
2019 年 (H31)	1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇NISA の口座開設申込時の即日買付けの実施。 ◇（2019 年 1 月 1 日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。 ◇e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、税務署で本人確認後に発行される ID とパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。 ◇IFRS16 号「リース」発効。 ◇「BEPS 防止措置実施条約」がわが国にて発効予定。
	1 月 4 日	◇コンビニエンスストアで QR コードを利用した税の納付が可能に。
	1 月 13 日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。
	3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。 ◇G-SIBs（3 メガバンク）への TLAC 規制導入（リスクアセット比 16%、レバレッジ比率分母比 6%）。 ◇安定調達比率を導入（国際統一基準行）。
	4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。 ◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。
	6 月 15 日	◇改正消費者契約法が施行。
	7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業型確定拠出年金（企業型 DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け。 ◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる（兼務規制の緩和）。 ◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。
	7 月 12 日	◇この日までに、民法（相続法）の改正のうち、預貯金の仮払い制度の創設が施行。
	7 月 16 日	◇株式等の決済期間が、現行の T+3（約定日の 3 営業日後に決済）から T+2（約定日の 2 営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が 8% から 10% へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が 4.4% から 10.3% に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020 年	1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。

2020年	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇(2020年4月1日以後開始事業年度より)大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法(債権法)が施行。
	7月12日	◇この日までに、民法(相続法)の改正のうち、配偶者居住権及び自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村HDへのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇(2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より)収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は2027年までに段階的施行)。 ◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
	4月1日	◇成人年齢(成年年齢)が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用(72.5%)。

※原則として、9月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース(一部見込みを含む)で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

◇今月のトピック

FP を対象とした税制改正に関する意識調査 結果概要

～金融所得税率引上げなどに対する意識をヒアリング～

2018年9月25日

吉井 一洋
是枝 俊悟https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180925_020318.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

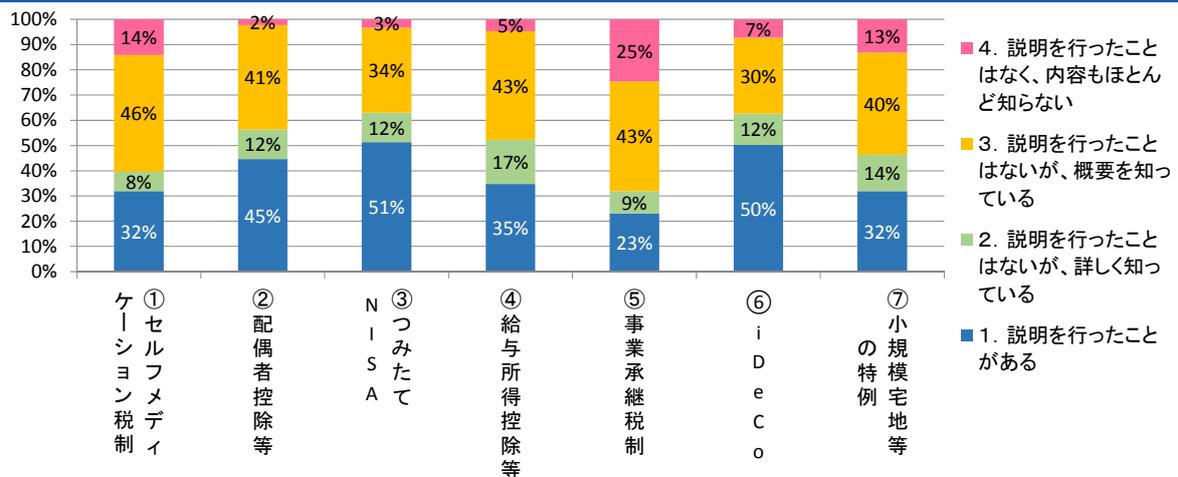
期 間：2018年6月27日（水）～7月17日（火）
 名 称：税制改正に関する意識調査
 対 象：日本FP協会会員のうち、上級資格者であるCFP®認定者
 （2018年7月1日現在：21,723名）
 方 法：「Google フォーム（無料）」を利用したインターネット調査
 質問数：回答者属性等に応じ12～21問
 回答数：1,469名（対象者全体の6.76%）

図表1 アンケートの回答者属性（職業等）

	回答者数	比率	(参考)CFP® 認定者比率
1. FP会社（事務所）経営・従業員	206	14%	3%
2. 士業事務所（税務・会計・司法書士等）	267	18%	12%
3. 銀行・信金・信組等（信託銀行を除く）	95	6%	11%
4. 信託会社・信託銀行	12	1%	2%
5. 証券会社	49	3%	11%
6. 生保・損保・代理店等	192	13%	17%
7. 不動産・住宅・建設等	119	8%	4%
8. 上記以外の業種の会社員・公務員	275	19%	24%
9. 上記以外の業種の自営業・自由業	107	7%	2%
10. その他（主婦、学生、無職など）	147	10%	14%
合計	1469		

（注）網掛けは、各属性につき回答者比率とCFP®認定者全体に占める比率のうち高い方を示す。
 （出所）日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表2 最近の税制改正の認知と顧客等への説明の有無[対象:FP業務従事者670名]



(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表3 つみたてNISAと一般NISAの選択 [対象:FP業務従事者でつみたてNISAにつき説明を行った344名]

質問:「つみたてNISAの創設」について説明を行ったことがある方に伺います。つみたてNISAと一般NISAの選択についてどのようなアドバイスをしましたか(または、アドバイスしたいと思いますか)(複数回答可)。

選択肢	各選択肢を選んだ者 (他も選んだ者を含む)		各選択肢のみ を選んだ者	
	回答者数	比率	回答者数	比率
1. 投資できる資金が年間40万円を超える人には、限度額の大きい「一般NISA」での運用をすすめる	107	31%	8	2%
2. 個別株式や特色ある投資信託に投資したい人には、対象銘柄の広い「一般NISA」での運用をすすめる	159	46%	22	6%
3. 投資できる資金が年間40万円以下の人には、非課税期間の長い「つみたてNISA」での運用をすすめる	157	46%	18	5%
4. 投資経験が少ない人には、意図せずにリスクやコストが過大な商品を購入することがないように「つみたてNISA」での運用をすすめる	166	48%	35	10%
5. 価格変動リスクを許容できない人には、「つみたてNISA」「一般NISA」のいずれもすすめられない	89	26%	8	2%
6. 制度改正の事実は伝えたが、アドバイスは行わなかった	36	10%		
その他の自由記述	21	6%		
うち、確定拠出年金やジュニアNISAなど他の制度についても説明する とした回答	5	1%		
この質問の回答者総数(FP業務従事者でつみたてNISAにつき説明を行った者)	344			

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表4 老後の資産形成についてのアドバイス [対象:FP業務従事者でiDeCoにつき説明を行った337名]

質問:「iDeCo加入対象者の拡充」について説明を行ったことがある方に伺います。制度改正に伴い老後の資産形成についてどのようなアドバイスをしましたか(または、アドバイスしたいと思いますか)(複数回答可)。

選択肢	回答者数	比率
1. 課税所得のある会社員や公務員等は、所得控除のメリットを活用するため、なるべくiDeCoに加入したほうがよい	256	76%
2. 課税所得のない専業主婦等は、税制メリットが少ないためiDeCoの加入はすすめられない	44	13%
3. 課税所得のない専業主婦等でも、老後の資産を確保しておくためなるべくiDeCoに加入したほうがよい	132	39%
4. 60歳まで取り崩せないことを考慮すると、iDeCoよりNISAなど他の制度を優先的に利用したほうがよい	58	17%
5. 制度改正の事実は伝えたが、アドバイスは行わなかった	34	10%
その他の自由記述	29	9%
うち、個人の属性や投資方針等によりケースバイケースである旨の回答	6	2%
うち、手数料に留意すべき旨の回答	3	1%
うち、受取時の税金にも留意すべき旨の回答	2	1%
この質問の回答者総数(FP業務従事者でiDeCoにつき説明を行った者)	337	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表5 女性の働き方についてのアドバイス [対象:FP業務従事者で配偶者控除等につき説明を行った299名]

質問:「配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件の改正」について説明を行ったことがある方に伺います。制度改正に伴い女性の働き方についてどのようなアドバイスをしましたか(または、アドバイスしたいと思いますか)。(複数回答可)。

選択肢	回答者数	比率
1. 制度改正により「働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組み」が構築されたので、制度を意識して就業調整を行う必要はなくなった	58	19%
2. 社会保険の扶養から外れると手取りが減ることもあるが、正社員登用などキャリアアップにつながったり、将来の年金給付額が増えたりする可能性を考慮すると、就業調整は行わない方がよい	160	54%
3. 社会保険の扶養の条件は変わらないので、従前どおり社会保険の扶養の範囲で働いた方がよい	73	24%
4. 夫の会社の配偶者手当が支給される場合は、従前どおり手当の支給範囲内で働いた方がよい	51	17%
5. 制度改正の事実は伝えたが、アドバイスは行わなかった	58	19%
その他の自由記述	33	11%
うち、ケースバイケースであり総合的に検討すべき旨の回答	19	6%
うち、制度改正の事実や影響は伝えたが選択はお客様次第とした旨の回答	4	1%
※3.と4.のうち1つ以上選択した(扶養の範囲内で働いた方がよい場合があるとアドバイスした)者	89	30%
この質問の回答者総数(FP業務従事者で配偶者控除等につき説明を行った者)	299	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表6 検討中の税制改正の認知と顧客への説明の有無 [対象:全回答者1,469名]

検討中の改正項目	回答者全体 (1,469名)	うちFP業務従事者 (670名)		
	知っていた者の割合 (認知率)	認知率	全体のうち顧客に説明した者の割合	認知している者のうち顧客に説明した者の割合
①株式等の譲渡益・配当等の税率引上げ	39%	50%	9%	18%
②NISAの恒久化	48%	56%	11%	20%
③生命保険料控除の控除限度額引上げ	34%	44%	11%	25%
④上場株式等の相続税評価額の軽減	37%	49%	8%	16%
⑤タワーマンションの相続税評価額の見直し	83%	88%	26%	29%

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表7 金融所得の税率引上げ案への賛否[対象:全回答者1,469名]

		金融所得全般引上げ					合計
		1. 賛成	2. どちらか といえば 賛成	3. どちらか といえば 反対	4. 反対	5. わからない、 どちらとも 言えない	
株式等 のみ引 上げ	1. 賛成	47	22	9	17	3	98
	2. どちらか といえば 賛成	11	59	37	36	8	151
	3. どちらか といえば 反対	7	12	224	79	10	332
	4. 反対	20	12	36	706	9	783
	5. わからない、 どちらとも 言えない	3	6	22	13	61	105
合計		88	111	328	851	91	1469

14% 80%

賛否のパターン分け	回答者数	比率
①金融所得の税率引上げは、いずれも反対	1045	71%
②金融所得の税率引上げは、いずれも賛成	139	9%
③株式等のみ引上げは賛成だが金融所得全般引上げは反対	99	7%
④金融所得全般引上げは賛成だが株式等のみ引上げは反対	51	3%
⑤その他の回答	135	9%

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表8 税率引上げに反対の理由(複数選択可)[対象:各案に「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた者]

金融所得全般引上げ(対象者:1,179名)			株式等のみ引上げ(対象者:1,115名)		
選択肢	回答者数	比率	選択肢	回答者数	比率
1. 金融所得に対する税率は他の所得 に対する税率よりも既に高水準だから	443	38%	1. 株式等の譲渡益・配当に対する税率 は他の所得に対する税率よりも既に 高水準だから	349	31%
2. 税率引上げにより金融商品運用設計 に対する生活者の関心が低下する から	692	59%	2. 税率引上げによりリスク商品を含む 金融商品運用設計に対する生活者の 関心が低下するから	580	52%
3. 退職後の年金生活者等に重い税金を 課すことになるから	431	37%	3. 退職後の年金生活者等に重い税金を 課すことになるから	305	27%
4. 税率引上げにより株価の下落が予想 されるから	376	32%	4. 税率引上げにより株価の下落が予想 されるから	313	28%
			5. 金融商品間(預貯金の利子などを 含む)の税制が中立でなくなり選択に 歪みが生じる(金融所得課税の一体 化に反する)から	531	48%
その他の自由記述	89	8%	その他の自由記述	70	6%

(注) 下線部は、質問文により選択肢を変えた部分。5. は「株式等のみ引上げ」のみ設けた選択肢。

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表9 税率引上げに賛成の理由(複数選択可) [対象:各案に「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた者]

金融所得全般引上げ(対象者:199名)			株式等のみ引上げ(対象者:249名)		
選択肢	回答者数	比率	選択肢	回答者数	比率
1. 高所得者の実効税率が上がり所得再分配が強化されるから	121	61%	1. 高所得者の実効税率が上がり所得再分配が強化されるから	135	54%
2. 消費税の軽減税率を導入するためにはやむを得ないから	29	15%	2. 消費税の軽減税率を導入するためにはやむを得ないから	25	10%
3. 金融所得には相対的に高い税率を課すべきだから	66	33%	3. 株式等の譲渡益・配当には相対的に高い税率を課すべきだから	90	36%
4. 他の増税よりも生活者の負担感が相対的に軽いものであるから	87	44%	4. 他の増税よりも生活者の負担感が相対的に軽いものであるから	124	50%
5. 金融商品間(預貯金の利子など)の税制の中立が保たれるから	29	15%			
			5. 株式等の譲渡益・配当等はNISAの投資枠内であれば非課税となるから	53	21%
その他の自由記述	6	3%	その他の自由記述	7	3%

(注)下線部は、質問文により選択肢を変えた部分。5. はそれぞれ独立した選択肢。

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表10 NISA恒久化実現時の影響(複数回答可) [対象:全回答者1,469名]

選択肢	回答者数	比率
1. NISAによる資産運用をライフプランニングの全体の中で位置づけることができ、NISAの利用者が増える	836	57%
2. NISAのしくみが分かりやすくなるため、NISAの利用者が増える	576	39%
3. 「期間限定」という特徴が失われるため、NISAの利用者が減る	48	3%
4. 他にもNISAには利用しづらい点が残っているため、NISAの利用者は変わらない	332	23%
5. 分からない	125	9%
その他の自由記述	23	2%
※1. または2. のうち1つ以上選択した(NISAの利用者が増えるとした)者	1008	69%
回答者総数(全員に質問)	1469	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表11 上場株式等の相続評価軽減の実現時の影響(複数回答可) [対象:全回答者1,469名]

選択肢	回答者数	比率
1. 資産の種類による相続税評価額の不均衡が是正されるので、個人の上場株式等の保有額が増える	544	37%
2. 相続税評価額によって保有する資産を変えることはないので、個人の上場株式等の保有額は変わらない	559	38%
3. 評価の見直しにより上場株式等の価格変動リスクが再認識されるので、個人の上場株式等の保有額は減る	58	4%
4. 分からない	319	22%
その他の自由記述	25	2%
回答者総数(全員に質問)	1469	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

図表12 タワーマンション相続評価見直し実現時の影響(複数回答可)[対象:全回答者1,469名]

選択肢	回答者数	比率
1. 相続税評価額軽減の効果が縮小するので、タワーマンション高層階の需要が減る	612	42%
2. 相続税評価が見直されても、タワーマンション高層階の需要は変わらない	624	42%
3. 改正後は相続税評価額につき予見可能性が増すので、タワーマンション高層階の需要が増える	51	3%
4. 分からない	193	13%
その他の自由記述	15	1%
回答者総数(全員に質問)	1469	

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

◇レポート要約集

【13日】

法律・制度 Monthly Review 2018.8

～法律・制度の新しい動き～

8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、金融庁が仮想通貨交換業者等の検査等に関する中間とりまとめを公表したこと（10日）、会社法制の見直しに関する要綱案のたたき台が示されたこと（29日）、各省庁から税制改正要望が公表されたこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180913_020310.html

【21日】

IFRSにおける「のれん」の会計処理の検討

～のれんの償却の再導入が検討予定～

国際財務報告基準（IFRS）では、のれんの会計処理について、償却を行わず、減損のみを行うアプローチを採用しているが、現行の減損テストでは減損テストの結果が「小さすぎ、遅すぎ」という問題点が指摘されている。

国際会計基準審議会（IASB）は、7月の会合でのれんと減損について検討を行い、のれんの会計処理について、のれんの償却を（再）導入することについて検討することとしている。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20180921_020327.html

【25日】

FPを対象とした税制改正に関する意識調査 結果概要

～金融所得税率引上げなどに対する意識をヒアリング～

大和総研は、特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（日本FP協会）と共同で日本FP協会会員であるCFP®認定者を対象に「税制改正に関する意識調査」を実施し、1,469名から回答を得た。このレポートでは、調査結果のうち、金融商品の運用に関する質問を中心に概要を紹介する。

財務省が検討中と報道される金融所得の税率引上げ案は、回答者のうち7～8割が、「反対」または「どちらかといえば反対」とした。その理由は、「税率引上げにより（リスク商品を含む）金融商品運用設計に対する生活者の関心が低下するから」が最多だった。

iDeCoの加入対象者の拡充について顧客等に説明したことがある回答者のうち、課税所得のない専業主婦等について、「税制メリットが少ないためiDeCoの加入はすすめられない」とアドバイスした者（13%）よりも「老後の資産を確保しておくためになるべくiDeCoに加入したほうがよい」（39%）とアドバイスした者の方が多かった。

つみたてNISAの創設について顧客等に説明を行ったことがある回答者のうち「投資経験が少ない人には、意図せずにリスクやコストが過大な商品を購入することがないよう『つみたてNISA』での運用をすすめる」とアドバイスしていた者が48%を占めた。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180925_020318.html

【26日】**金融庁、NISA 恒久化・相続税評価を継続要望****～今回は、つみたてNISA1年延長・相続財産譲渡時課税の見直しも要望～**

2018年8月31日、金融庁は「平成31年度 税制改正要望項目」（以下、金融庁要望）を公表した。

金融庁要望では、NISA制度の恒久化が2017年度から引き続き掲げられている。今回は、「つみたてNISA」については、2019年以後も20年の積立投資ができるよう、「新規投資が可能な期間」を1年延長することも掲げられた。

NISAの利便性向上の観点からは、海外転勤時等の継続利用、成年年齢引下げに伴う対応等も掲げられている。

上場株式等の相続税に係る見直しも2016年度から引き続き掲げられている。今回は、相続により取得した上場株式等を譲渡した際、当該上場株式等の取得費に相続税額を加算できる措置につき、現行の期間制限（相続税の申告期限日から3年以内の譲渡）の撤廃も掲げられた。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180926_020334.html

【28日】**EUのデジタル課税案と日本企業への影響****～理事会指令案の要点解説と今後の展望～**

2018年3月、欧州委員会は欧州連合理事会にデジタル課税に関して、①重要なデジタルプレゼンスの恒久的施設（PE）認定に係る指令案と、②デジタルサービス売上税に係る指令案を提出した。可決された場合、指令に基づきEU加盟国が制定する法令の施行日は2020年1月1日とされている。

重要なデジタルプレゼンスのPE認定に係る指令案は、EU加盟国内に物理的施設を有していなくても、デジタルサービスにより稼得した収益あるいはユーザー数、事業契約の締結数が一定水準を超えた場合、当該EU加盟国内にPEを有するとみなし、法人税を課すものである。

一方、デジタルサービス売上税に係る指令案は、①オンライン広告、②交流サイトやオンラインマーケットプレイスの提供、③ユーザーデータの有償移転による売上に対して、3%の税率で課税するというものである。本指令案は、重要なデジタルプレゼンスのPE認定に係る指令案が実施されるまでの暫定的措置と位置づけられている。

デジタル課税の導入に関してEU加盟国間で意見の相違があることから、指令案の成立は容易ではないと予想される。しかしながら、一部の加盟国がすでに一方的な課税措置をとっており、OECDでもデジタル経済を捕捉するための新たな国際課税制度の枠組み作りに向けて議論がなされているため、デジタル課税の動向に注意が必要だ。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180928_020337.html

◇9月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
BSジャパン 「日経モーニングプラス」 (9月4日放送)	金融庁税制改正要望について引用・紹介	吉井 一洋
テレビ東京 「ワールドビジネス サテライト」 (9月17日放送)	実質可処分所得の推移について試算紹介	是枝 俊悟
Bloomberg (9月19日掲載)	TOB規制についてコメント	横山 淳
日本経済新聞 (9月20日付朝刊19面)	TOB規制についてコメント	横山 淳
日本経済新聞 (9月22日付朝刊21面)	相続法改正についてコメント	小林 章子
日経ヴェリタス (9月23日付55面)	民法改正について取材協力	小林 章子
読売新聞 (9月24日付朝刊4面)	売買単位100株統一についてコメント	横山 淳
日本経済新聞 (9月24日付朝刊3面)	標準世帯についてコメント	是枝 俊悟
毎日新聞 (9月27日付夕刊1・2面)	消費税率引き上げについてコメント	是枝 俊悟
読売新聞 (9月30日付朝刊3面)	消費税率引き上げについてコメント	是枝 俊悟

◇9月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
9月4日 掲載	コラム：銀行の有価証券運用リスクの大きさを測る上で注目すべきポイント https://www.dir.co.jp/report/column/20180904_010108.html	金本 悠希
9月25日 刊行紹介	刊行物：「法人投資家のための証券投資の会計・税務—法人の資金運用に必須の一冊（2018年度版）」 https://www.dir.co.jp/publicity/publication/zeimu.html	制度調査課